

# 山梨県公報

第千六百六十号

平成十八年

四月二十四日

月 曜 日

## 目次

道路の区域変更(三件)……………三二七  
 道路の供用開始(三件)……………三二八  
 建築基準法に基づく道路位置指定……………三二八  
**訓 令**  
 山梨県行財政改革推進本部規程の一部を改正する訓令……………三二九  
**公 告**  
 特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………三二九  
 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出……………三二九  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………三三〇  
 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出……………三三〇  
 基本測量の実施……………三三一  
 公聴会の実施……………三三一  
**監査委員**  
 山梨県監査委員事務局行政文書管理規程の全部を改正する訓令……………三三一

## 告 示

### 山梨県告示第百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所に於いて、この告示の日から平成十八年五月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年四月二十四日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 笛吹芦川市川三郷線
- 三 道路の区域

山梨県知事 山 本 栄 彦

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
西八代郡市川三郷町大字中山字石原三三四番の一地先から 西八代郡市川三郷町大字中山字石原三〇五番の一地先まで	旧	七・六 一一・二	一三七・〇
	新	八・六 一六・六	一三七・〇

### 山梨県告示第百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成十八年五月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年四月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
上野原市秋山字イヤナ二七〇八番の三地先から 上野原市秋山字イヤナ二七〇七番の三地先まで	旧	一七・八 四一・九	三八・一
	新	一五・六 三四・六	三八・一

### 山梨県告示第百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成十八年五月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年四月二十四日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

山梨県知事 山本 栄彦

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
上野原市秋山字古口五〇九四番地先から 上野原市秋山字古口五〇八六番の二地先ま で	旧	四一・一 五三・四	七三・九
	新	三八・四 四九・〇	七三・九

**山梨県告示第千二百六十四号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成十八年五月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年四月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	河口湖精進線	南都留郡富士河口湖町大字長浜 字大輪一六六番の三地先から 南都留郡富士河口湖町大字長浜 字的場三九三番の三地先まで	二二〇・〇	平成十八年 四月二十四 日

**山梨県告示第千二百六十五号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成十八年五月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年四月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	四日市場上野原線	上野原市秋山字イヤナ二二七〇 八番の三地先から 上野原市秋山字イヤナ二二七〇 七番の三地先まで	三八・一	平成十八年 四月二十四 日

**山梨県告示第千二百六十六号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成十八年五月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年四月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	四日市場上野原線	上野原市秋山字古口五〇九四番 地先から 上野原市秋山字古口五〇八六番 の二地先まで	七三・九	平成十八年 四月二十四 日

**山梨県告示第千二百六十七号**

建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（富士吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年四月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置  
都留市夏狩字御所海戸一二七番四及び一二七番一三

- 二 道路の幅員  
六・〇メートル
- 三 道路の延長  
二六・六〇メートル

## 訓 令

### 山梨県訓令第十五号

山梨県行財政改革推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十八年四月二十四日  
出 先 機 関 本 庁

山梨県行財政改革推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県行財政改革推進本部規程（平成十五年山梨県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 行財政改革に関する基本的な計画の策定及び推進に関すること。

第四条第二項中「企画部長及び」を削り、同条第三項中「企画部長」を「企画部理事」に改める。

別表第一中「林務長 地域振興局長」を「林務長」に改める。

別表第二中「企画部次長」を「企画部理事 企画部次長」に、「財政課長 地域振興

局企画振興部長」を「財政課長」に改める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 公 告

### ● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年四月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十八年四月五日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
    - 1 名称 特定非営利活動法人エコクラブみのぶ
    - 2 代表者の氏名 若狭英則
    - 3 主たる事務所の所在地 南巨摩郡身延町市之瀬九百五十七番地一
    - 4 定款に記載された目的  
この法人は、河川等の浄化や、食品残渣等の分別回収などの環境保全活動を行い、循環型社会の形成並びに地球温暖化防止に寄与することを目的とする。
  - 三 縦覧期間 平成十八年四月六日から同年六月五日まで
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
- 平成十八年四月二十四日
- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 申請のあった年月日 平成十八年四月十日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
    - 1 名称 特定非営利活動法人 富士文化研究会
    - 2 代表者の氏名 天野惣吉
    - 3 主たる事務所の所在地 南都留郡山中湖村平野二千五十番地
    - 4 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般の市民を対象に、環境浄化活動、新しい文化の規範となる文化活動、地域の歴史・環境など各体系を相互研鑽し且整える活動などの事業を行うことにより、大自然と人間との調和のとれた聖域たる富士山麓を中心に、豊かな社会の実現とグローバル化を目指し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
  - 三 縦覧期間 平成十八年四月十一日から同年六月十日まで
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十八年四月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹

2 住所 甲府市中小河原一丁目十三番十八号

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 ホームセンターくろがねや白根店

2 所在地 南アルプス市在家塚字竹ノ花七十五外

三 届出年月日

平成十八年四月六日

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十八年八月二十四日まで縦覧に供する。

平成十八年四月二十四日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称	住 所
株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹	甲府市中小河原一丁目十三番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 南アルプスビッグステージ

(二) 所在地 南アルプス市在家塚五百六十五番地

2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹	甲府市中小河原一丁目十三番十八号

3 変更の年月日

平成十七年十二月九日

三 届出年月日

平成十八年四月六日

代表取締役	代表取締役	代表取締役
湖中謙介	柳井 正	富澤昌三
株式会社コナカ	株式会社ファーストリテイリング	株式会社メガネトップ
代表取締役	代表取締役	代表取締役
神奈川県横浜市戸塚区品濃町五百十七番地二	山梨県山口市大字佐山七百十七番地一	静岡県静岡市曲金六丁目六番五十号

● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十八年八月二十四日まで縦覧に供する。

平成十八年四月二十四日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称	住 所
山梨県家具工業株式会社 代表取締役 矢部正一	甲府市徳行二丁目四番二十三号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 ウエルゾーン

(二) 所在地 甲府市徳行二丁目二百八十六の三番

2 変更しようとする事項

変更しようとする事項
------------

変更事項	変更前	変更後
駐車場の位置	届出の配置図のとおり	届出の配置図のとおり

3 変更する年月日

平成十八年十二月十三日

届出年月日

平成十八年四月十二日

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成十八年四月十四日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十八年四月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 作業種類 基本測量（基準点測量）
- 二 作業期間 平成十八年五月九日から同年十二月二十二日まで
- 三 作業地域 南巨摩郡南部町

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十八年四月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開催期日 平成十八年五月十九日（金）午前十時
- 二 開催場所 甲斐市篠原二千六百番地 甲斐市竜王北部公民館
- 三 聴こごととする案件 甲府都市計画道路和戸町竜王線の変更について
- 四 意見書の提出先 中北建設事務所都市整備課
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 平成十八年五月十二日（金）午後五時
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、土木部都市計画課及び中北建設事務所都市整備課並びに甲斐市都市計画課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

監査委員

山梨県監査委員訓令第一号

山梨県監査委員事務局行政文書管理規程を次のように定める。

平成十八年四月二十四日

山梨県監査委員 勝 良三

同 早 川 正 秋

同 白 井 成 夫

同 渡 辺 亘 人

山梨県監査委員事務局行政文書管理規程

山梨県監査委員事務局行政文書管理規程（平成十二年山梨県監査委員訓令第一号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この訓令は、山梨県情報公開条例施行規則（平成十二年山梨県規則第三号）その他別に定めるもののほか、山梨県監査委員事務局（以下「事務局」という。）における行政文書の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第二条 事務局における行政文書の取得、作成、施行、保存及び廃棄等に関しては、別に定めるもののほか、山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の例による。

（文書管理者）

第三条 事務局に文書管理者を置き、次長の職にある者をもって充てる。

2 文書管理者は、事務局における行政文書の管理を統括する。

（行政文書の記号及び番号）

第四条 行政文書の記号は、「梨監」とする。ただし、規則、告示及び訓令の施行文書にあつては、「山梨県監査委員」及び行政文書の種類名とする。

2 行政文書の番号は、毎年度四月一日を起番とした一連番号とする。ただし、規則、告示及び訓令の施行文書にあつては、毎年一月一日を起番とした次条第二項に規定する県公報登載簿（別記様式）によるその種類ごとの一連番号とする。

（県公報登載簿）

第五条 行政文書のうち規則、告示及び訓令は、県公報に登載しなければならない。

2 事務局に、県公報登載簿を備え、県公報に登載する規則、告示、訓令の別に、公布又は公表の年月日及び番号、件名その他必要な事項を記入しなければならない。（行政文書保存期間の基準）

**第六条** 行政文書の保存期間の基準は、別表のとおりとする。  
(実施規定)

**第七条** この訓令の実施に関し必要な事項は、次長が定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前にこの訓令による改正前の山梨県監査委員事務局行政文書管理規程の規定によりされた手続その他の行為は、この訓令による改正後の山梨県監査委員事務局行政文書管理規程の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

別記様式（第4条関係）

県 公 報 登 載 簿

記 号 番 号	件 名	公報番号	ページ	登載月日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別表（第6条関係）

行政文書の区分		保存期間
一	イ 条例の制定、改正又は廃止その他の案件を議会にかけるための決裁文書 ロ 規則、告示又は訓令の制定、改正又は廃止のための決裁文書 ハ 職員の進退、身分及び賞罰に関する文書で特に重要なもの ニ 企業会計及び普通会計の決算審査意見書（製本） ホ 行政文書ファイル管理簿 ヘ イからホまでに掲げるもののほか、文書管理者がこれらの行政文書と同程度の保存期間が必要であると認めるもの	三十年
二	イ 事務局が行う監査に関する結果の通知及び公表のための決裁文書 ロ 栄典及び表彰を行うための文書 ハ 監査台帳 ニ イからハまでに掲げるもののほか、文書管理者がこれらの行政文書と同程度の保存期間が必要であると認めるもの（一の項に該当するものを除く。）	十年
三	イ 事務局所管事務に係る意思決定を行うための決裁文書（一の項、二の項、四の項又は五の項に該当するものを除く。） ロ 監査復命書 ハ 監査対象機関から提出された監査調書 ニ 予算、決算その他会計に係る書類 ホ 文書の収受及び発送に関する帳簿又は行政文書の廃棄若しくは移管の状況が記録された帳簿（山梨県行政文書管理規程第四十一条第四項及び第五項の記録を含む。） ホ イからホまでに掲げるもののほか、文書管理者がこれらの行政文書と同程度の保存期間が必要であると認めるもの（一の項又は二の項に該当するものを除く。）	五年
四	イ 事務局所管事務上の定例的な事務に係る意思決定を行うための決裁文書（五の項に該当するものを除く。） ロ 職員の勤務の状況が記録されたもの ハ イからロまでに掲げたもののほか、文書管理者がこれらの行政文書と同程度の保存期間が必要であると認めるもの（一の項から三の項までに該当するものを除く。）	三年
五	イ 事務局所管事務上の軽易な事項に係る意思決定を行うための決裁文書 ロ 事務局所管事務に係る確認を行うための決裁文書（一の項から四の項までに該当するものを除く。）	一年
六	その他の行政文書	事務処理上必要な一年未満の期間

備考 決裁文書とは、意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を監査委員の意思として決定し、又は確認した行政文書をいう。